

地籍調査とは

(1) 地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と土地の面積を測量する調査です。

(2) なぜ地籍調査を行うのか

現在、登記所（法務局）に備えている地図の約半分は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）をもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりする場合もあるのが実態です。

地籍調査により作成した「地籍簿」と「地籍図」は、その写しが登記所に送られ、登記所で「地籍簿」をもとに『登記簿』を書き改めます。そして、「地籍図」を『不動産登記法第14条の地図』として備え付けます。

地籍調査の成果によって不動産登記の精度が高まり、その後の【土地取引の円滑化】や【行政の効率化】に役立つことが期待できます。

地籍調査前（公図など）



地籍調査後（地籍図）



地籍調査
➡

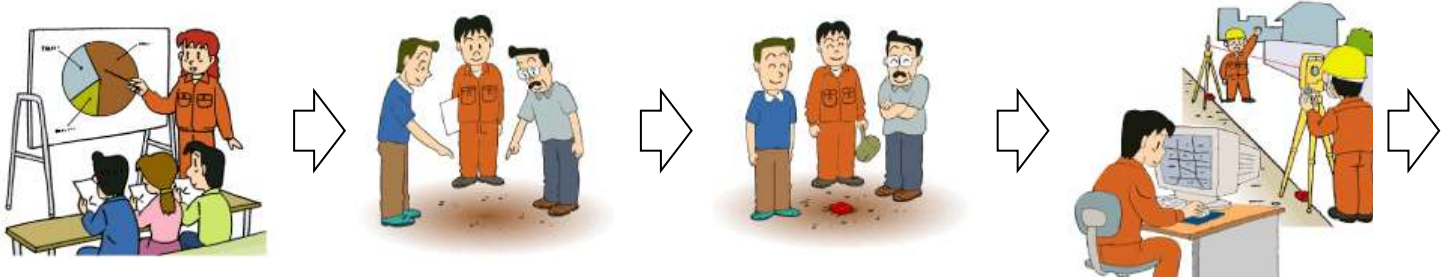
(3) 地籍調査はどのように行うのか

地籍調査は、市町村等の地方自治体の実施するもので、市民の方の費用負担はありません。

土地の所有者等の方には、それぞれお持ちの土地について、行政や委託業者と一緒に立会を行って頂き、土地の境界、所有者、地目等の確認をお願いすることになります。ただし、立会に伴う旅費等については土地所有者等負担となります。

地籍調査とは

(4) 地籍調査の流れ



①説明会

土地所有者等に集まって頂き、地籍調査の内容、進め方をご説明します。

②一筆地調査(立会)

土地所有者など関係者の方々に現地で立会いただき、境界、所有者、地番、地目の確認を行います

③一筆地調査(杭打ち)

確認された境界に「杭」を打ちます。この杭は、土地の境界を示す大切なものとなります。

④一筆地測量

測量の基準になる基準点を設置し、杭の位置を測量して、成果をまとめます。



⑤地籍図、地籍簿案の作成

立会と測量の結果をもとに、地籍図(地図)と地籍簿の原案を作成します。

⑥閲覧

作成した原案を閲覧していただき確認を行います。問題がなければ、地籍調査の成果となります

⑦成果の送付

地籍図と地籍簿は、写しが登記所(法務局)に送付されます。登記所では地籍簿をもとに登記簿の修正及び地籍図の備え付けがされます。

佐世保市の地籍調査に関するお問い合わせ

佐世保市役所 都市整備部 地籍調査課

TEL 0956-24-1111 (内線2871~2872)

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10

佐世保市都市整備部地籍調査課

こちらをご覧ください



地籍調査Webサイト(国土交通省)
<http://www.chiseki.go.jp/index.html>